

真岡市キャッシュレス決済対応レジ導入業務公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

窓口における住民票発行手数料等の支払い手段にキャッシュレス決済を導入することにより市民サービスの向上を図るとともに、歳入に係るバックヤード事務の負担軽減や事務効率化を図ることを目的とし、キャッシュレス決済対応レジ導入を実施する。

2 事業概要

- (1)業務名 真岡市キャッシュレス決済対応レジ導入業務
- (2)業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3)契約期間 契約締結日から令和6年10月31日まで
- (4)契約限度額 3,400,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5)担当部署及び問合せ先

〒321-4395 真岡市荒町 5191 番地
真岡市総務部デジタル戦略課デジタル政策係 担当:石崎、中村
電話:0285-83-8394 FAX:0285-83-5896
電子メール:digital@city.moka.lg.jp

3 提案限度額

- (1)導入経費 :3,400,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
※導入経費とは機器費、設定構築費、研修・導入サポート費とする。
- (2)運用等経費 :3,498,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
※運用等経費については、参考経費として以下の経費について見積ること。
 - ①POSシステムの利用及び機器保守を含めた運用サポートに関する経費
 - ②その他貴社提案において、上記分類に該当しない費用

なお、選考の際は、導入経費及び令和11年3月31日までの間に必要な運用等経費の合計金額を審査の対象とする。ただし、前述の期間までの契約を保証するものではない。

(3)決済手数料率:3.5%

- ※決裁種別ごとに加盟店手数料率を見積ること。
※決済手数料(指定納付受託事務)に関する契約は委託事業者または委託事業者が指名する事業者ごとに契約の交渉等を行うものとする。ただし、その契約を保証するものではない。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定するものに該当しないこと。
- (2) 真岡市入札参加資格者名簿区分「s-1情報処理(システム開発)」に登録されている者であること。
※令和5・6年度入札参加資格申請中である場合は、令和6年5月15日(水)までに登録を完了させること。
- (3) 真岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないものであること。
- (4) 真岡市暴力団排除条例(平成24年条例第32号)第2条第1号又は第6条に規定に該当する者でないこと。
- (5) 2者以上の事業者による共同提案も可能とする。この場合、次のア、イの要件を満たすこと。
ア 共同提案を行う事業者(以下、「構成事業者」という。)のうち、1者を代表事業者に定め、市への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。
イ すべての構成事業者は上記(1)～(4)の参加資格を満たしていること。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和6年4月24日(水)
イ 実施内容等に関する質問	令和6年5月2日(木)
ウ 質問に対する回答	令和6年5月10日(金)
エ 参加表明書の提出期限	令和6年5月15日(水)
オ 企画提案書の提出期限	令和6年5月17日(金)
カ プレゼンテーション(予定)	令和6年5月23日(木)
キ プロポーザル審査	令和6年5月23日(木)
ク 審査結果の通知・公表	令和6年5月27日(月)予定

(2) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、以下の要領により問合せを行うこと。

ア 受付期間：公募開始日～令和6年5月2日(木)

イ 質疑方法：真岡市オンライン申請システムによる提出

※真岡市オンライン申請システムによるやり取りについては、別紙を参照してください。

(3) 回答

ア 回答期日:令和6年5月10日(金)

イ 回答方法:真岡市ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(様式第1号)及び秘密保持誓約書(様式第2号)を作成し、以下の要領により提出をすること。

ア 提出期限:令和6年5月15日(水)

イ 提出方法:真岡市オンライン申請システムによる提出

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後に、真岡市プロポーザル企画提案書提出依頼通知により企画提案書の提出を求められたものは、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、以下の要領により提出すること。

ア 提出期限:令和6年5月17日(金)

提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出方法:真岡市オンライン申請システムによる提出

ウ 企画提案書は、PDF形式とすること。

エ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(A)企画提案内容

(B)実施計画及び全体スケジュール

(C)業務遂行人員体制

(D)見積額

オ 企画提案書は1者1提案とする。

カ 提出の際、真岡市長宛ての見積書の1部(代表者印を押印の電子データ)を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する。(諸経費や消費税も区分する)とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

キ 共同提案を行う場合、構成事業者の情報をまとめた上で一つの書類として作成し、代表事業者が提出すること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出もしくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、真岡市情報公開条例(平成11年条例第1号)に基づく文書

開示請求の対象となる。

- エ 市は必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する費用は全て参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 選定された者の企画提案書等の著作権は、市に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別表「審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション(20分)及びヒアリング(20分)を実施する。日時、場所については、別途通知する。

(3) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査基準に基づいて、選定委員の意見(採点等)を聴取し評価を行う。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いたもののうち、(3)による評価の総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積書の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反

した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の契約限度額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

(1) 契約候補者選定後、参加者全員に審査結果を通知する。また、下記項目について真岡市ホームページに公表するとともに、担当部署において閲覧に供するものとする。

ア 契約候補者の名称、総合点及び選定理由

イ ア以外の参加者の数及びそれぞれの総合点

(2) 前項の規定により選定されなかったものが通知を受けたときは、当該通知日の翌日から起算して7日(休日を除く)以外に書面(任意様式)により、市長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、項目ごとの採点についての疑義は認めない。

(3) 前項への回答は、同項期限の翌日から起算して10日(休日を除く)以内に書面(任意様式)により行う。

7 契約手続き

(1) 契約候補者に設定されたものと真岡市の間で、業務等の内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(様式任意)を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

真岡市オンライン申請システムを利用したやり取りについて

本プロポーザルにおけるやり取り(質疑・書類提出)は、原則、真岡市オンライン申請システムを通じて行います。
事前に事業者としての利用者登録をお願いします。

実施要領における項目	発信者	受信者	使用手段
4(2)質疑	参加予定事業者	真岡市	真岡市オンライン申請システム
4(3)回答	真岡市	参加予定事業者等	真岡市ホームページ
4(4)参加表明書の提出	参加予定事業者	真岡市	真岡市オンライン申請システム
4(5)企画提案書の提出	参加予定事業者	真岡市	真岡市オンライン申請システム
6(1)選定結果の通知	真岡市	参加事業者	真岡市オンライン申請システムによる通知
6(1)選定結果の公表	真岡市	参加事業者等	真岡市ホームページ